

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年11月30日(火) 午前9時33分から午前10時19分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員 【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席17名、欠席1名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員 欠席：13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	1番 委員
	2番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.18～No.20 3件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.21～No.23 3件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.75～No.81 7件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.808 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3008～No.3009 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5035～No.5036 2件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.208～No.292 85件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.6 1件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員の3名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 18番青海地区の件ですが、寺地地内の1筆82㎡について、原野になっております。 19番上早川地区の件ですが、大平地内の13筆3,654㎡について、</p>

<p>議長</p>	<p>原野、山林になっております。 20 番大野地区の件ですが、大野地内の 1 筆 338 m²について、住宅敷地になっております。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2 頁をご覧ください。 21 番上早川地区の件ですが、北山地内の 8 筆 4, 345. 3 m²について、遠方在住のため休耕するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>22 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 4 筆 371 m²について、労力不足のため休耕するものです。 23 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の 11 筆 3, 318 m²について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について> 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。3 頁をご覧ください。 75 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 5 筆 1, 628 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 76 番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の 4 筆 4, 580 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>

	<p>77 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆3,952 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>78 番糸魚川地区の件ですが、京ヶ峰1丁目地内の7筆3,482 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>79 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の5筆2,180 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>80 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆725 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>81 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆1,028 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>808 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆525 m²について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、新潟ポリマー糸魚川工場南側の場所です。申請人は、申請地の水捌けが悪く稲作に適さないため、嵩上げし畑として耕作したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>

日程第3＝付議事項

<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>

議長

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

石曾根主査

説明いたします。6頁をご覧ください。

3008番大野地区の件ですが、大野地内4筆1,364㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道水頭東線沿いの場所です。譲渡人は、申請地を今後耕作する予定がないため、隣接地を所有している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大野地区20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3009番磯部地区の件ですが、百川地内2筆1,597㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、農道鷺尾東6号線沿いの場所です。譲渡人は、市外に在住し耕作が困難であるため、現在耕作している譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

議長

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p>
	<p>5035 番糸魚川地区の件ですが、一の宮2丁目地内の1筆331㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道柳田道路2号線沿いの場所です。譲受人は、宅地1区画を造成したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5036 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆558㎡について、土砂置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道青海水崎線と市道須沢宮の谷線に挟まれた山側の場所です。譲受人は、会社の近くにある申請地を土砂置場として使用したいものです。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、85件ございます。この</p>

<p>議長 石曾根主査</p>	<p>うち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが14件ございます。まず、私の案件を先に審議しますので、私は退席させていただきます。職務代理者である松澤委員に議長をお願いします。</p> <p>〔齋藤会長退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。24頁をご覧ください。</p> <p>282番能生谷地区の件ですが、物出地内1筆171㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>283番能生谷地区の件ですが、物出地内1筆1,408㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 それでは議長を交代します。</p>
<p>議長</p>	<p>〔齋藤会長入室〕</p> <p>松澤委員ありがとうございました。 次に恩田委員の案件を審議します。恩田委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p>〔恩田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>232番上早川地区の件ですが、大平地内5筆9,233㎡について、更新、借り受けて規模拡大するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>〔恩田委員入室〕</p> <p>次に松澤一久委員の案件を審議します。松澤一久委員、退席をお願いします。</p>
	<p>〔松澤一久委員退室〕</p>

議長 石曽根主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。14 頁をご覧ください。 239 番西海地区の件ですが、釜沢地内 1 筆 570 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔松澤一久委員入室〕 次に米原委員の案件を審議します。米原委員、退席をお願いします。 〔米原委員退室〕</p>
議長 石曽根主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。15 頁をご覧ください。 240 番糸魚川地区の件ですが、上刈 6 丁目地内 4 筆 2,856 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
議長	<p>241 番糸魚川地区の件ですが、寺島 3 丁目地内 5 筆 2,180 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 242 番糸魚川地区の件ですが、南寺島 1 丁目地内 2 筆 1,559 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔米原委員入室〕 次に猪又正巳委員の案件を審議します。猪又正巳委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主査	<p>〔猪又正巳委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。19 頁をご覧ください。 257 番今井地区の件ですが、岩木地内 9 筆 2,364 m²について、更新するものです。</p>

議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔猪又正巳委員入室〕 次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。
議長	〔稲葉委員退室〕 事務局の説明を求めます。
石曽根主査	説明いたします。22 頁をご覧ください。 274 番能生谷地区の件ですが、槇地内 2 筆 2,929 m ² について、更新するものです。 275 番能生谷地区の件ですが、槇地内 2 筆 5,365 m ² について、更新するものです。 276 番能生谷地区の件ですが、槇地内 2 筆 1,875 m ² について、更新するものです。 277 番能生谷地区の件ですが、槇地内 1 筆 1,685 m ² について、更新するものです。 278 番能生谷地区の件ですが、槇地内 1 筆 1,271 m ² について、更新するものです。 279 番能生谷地区の件ですが、川詰地内 1 筆 1,416 m ² について、更新するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔稲葉委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。
石曽根主査	説明いたします。8 頁をご覧ください。 208 番下早川地区の件ですが、東海地内 2 筆 2,185 m ² について、更

新するものです。

209 番下早川地区の件ですが、東海地内4筆2,600㎡について、更新するものです。

210 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内4筆7,056㎡について、更新するものです。

211 番下早川地区の件ですが、東海地内4筆5,903㎡について、更新するものです。

212 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内3筆3,996㎡について、更新するものです。

213 番下早川地区の件ですが、東海地内3筆4,630㎡について、更新するものです。

214 番下早川地区の件ですが、東海地内4筆6,527㎡について、更新するものです。

215 番下早川地区の件ですが、東海地内1筆843㎡について、更新するものです。

216 番下早川地区の件ですが、道明地内2筆4,628㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

217 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内2筆5,057㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

218 番下早川地区の件ですが、田屋地内1筆975㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

219 番下早川地区の件ですが、堀切地内1筆1,967㎡について、更新するものです。

220 番下早川地区の件ですが、東海地内8筆9,685㎡について、更新するものです。

221 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内1筆1,941㎡について、更新するものです。

222 番下早川地区の件ですが、新町地内2筆2,948㎡について、更新するものです。

223 番下早川地区の件ですが、新町地内1筆1,360㎡について、更新するものです。

224 番下早川、上早川地区の件ですが、谷根、越地内2筆3,297㎡について、更新するものです。

225 番下早川地区の件ですが、滝川原地内3筆5,245㎡について、更新するものです。

226 番下早川地区の件ですが、五十原地内3筆1,970㎡について、更新するものです。

227 番上早川地区の件ですが、越地内1筆533㎡について、更新するものです。

228 番上早川地区の件ですが、土塩地内1筆1,172㎡について、更新するものです。

229 番上早川地区の件ですが、土塩地内3筆1,793㎡について、更新するものです。

230 番上早川地区の件ですが、宮平、土塩地内12筆5,668㎡について、更新するものです。

231 番上早川地区の件ですが、中野地内3筆411.77㎡について、更新するものです。

233 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内5筆5,489㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

234 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内1筆2,348㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

235 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内2筆3,952㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

236 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内2筆1,820㎡について、更新するものです。

237 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内1筆3,307㎡について、更新するものです。

238 番西海地区の件ですが、来海沢地内1筆1,196㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

243 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内3筆2,705㎡について、更新するものです。

244 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内1筆725㎡について、更新するものです。

245 番大野地区の件ですが、大野地内2筆2,693㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

246 番大野地区の件ですが、大野地内1筆426㎡について、更新す

るものです。

247 番大野地区の件ですが、大野地内2筆1,107 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

248 番根知地区の件ですが、根小屋地内1筆2,255 m²について、更新するものです。

249 番根知地区の件ですが、東中地内2筆2,897 m²について、更新するものです。

250 番根知地区の件ですが、東中地内1筆3,025 m²について、更新するものです。

251 番根知地区の件ですが、上野地内5筆6,650 m²について、更新するものです。

252 番根知地区の件ですが、栗山地内4筆561 m²について、更新するものです。

253 番根知地区の件ですが、栗山地内1筆967 m²について、更新するものです。

254 番根知地区の件ですが、和泉、大工屋敷地内2筆3,035 m²について、更新するものです。

255 番今井地区の件ですが、山本地内3筆7,531 m²について、更新するものです。

256 番今井地区の件ですが、岩木地内8筆8,507 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

258 番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内5筆9,792 m²について、更新するものです。

259 番今井地区の件ですが、岩木地内2筆3,737 m²について、更新するものです。

260 番今井地区の件ですが、頭山地内2筆5,921 m²について、更新するものです。

261 番今井地区の件ですが、頭山地内1筆353 m²について、更新するものです。

262 番能生地区の件ですが、栄地内4筆1,152 m²について、更新するものです。

263 番能生、能生谷地区の件ですが、桜木、大平寺地内4筆1,557 m²について、更新するものです。

264 番能生谷地区の件ですが、桂地内1筆584㎡について、更新するものです。

265 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内1筆1,507㎡について、更新するものです。

266 番能生谷地区の件ですが、小見地内1筆639㎡について、更新するものです。

267 番能生谷地区の件ですが、小見地内1筆2,637㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

268 番能生谷地区の件ですが、小見地内2筆1,734㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

269 番能生谷地区の件ですが、小見地内1筆3,612㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

270 番能生谷地区の件ですが、平地内1筆2,941㎡について、更新するものです。

271 番能生谷地区の件ですが、島道地内1筆1,052㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

272 番能生谷地区の件ですが、大沢地内2筆4,962㎡について、更新するものです。

273 番能生谷地区の件ですが、大沢地内1筆2,371㎡について、更新するものです。

280 番能生谷地区の件ですが、川詰地内1筆3,024㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

281 番能生谷地区の件ですが、川詰地内1筆1,161㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

284 番能生谷地区の件ですが、柵口地内3筆1,461㎡について、更新するものです。

285 番能生谷地区の件ですが、柵口地内2筆309㎡について、更新するものです。

286 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内1筆174㎡について、更新するものです。

287 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内1筆1,105㎡について、更新するものです。

288 番能生谷地区の件ですが、柱道地内9筆5,711㎡について、更

	<p>新するものです。</p> <p>289 番能生谷地区の件ですが、柱道地内1筆 649 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>290 番能生谷地区の件ですが、柱道地内1筆 1,004 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>291 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内2筆 3,328 m²について、更新するものです。</p> <p>292 番能生谷地区の件ですが、須川地内 20 筆 2,210 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p>
石曽根主査	<p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。29 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>6 番能生谷地区の件ですが、須川地内の 20 筆 2,210 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12/27(月) 定例総会 午前9：30～ 市役所2階会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------